

次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱

制 定	平成26年 2 月 6 日付け25生産第3015号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
一部改正	平成29年 4 月 1 日付け28生産第2139号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
一部改正	平成30年 3 月 30日付け29生産第2327号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 次世代施設園芸拡大支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月 23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月 23日農林水産省告示第900号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、実需者ニーズを踏まえた野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な農業経営部門である施設園芸における生産性向上と規模拡大を加速するため、高度環境制御技術、雇成型生産管理技術、自動化等の省力化技術等の活用により高い生産性を実現する次世代施設園芸の取組拡大に向け、施設園芸産地における次世代施設園芸への転換に必要な技術の実証等を通じた技術習得の取組や次世代施設園芸の成果の分析・情報発信等の地域展開の取組を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次世代施設園芸技術習得支援事業にあっては都道府県知事、次世代施設園芸地域展開促進事業にあっては実施要綱別表2に定める民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、次世代施設園芸技術習得支援事業及び次世代施設園芸地域展開促進事業（以下「補助事

業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長(北海道及び別表の区分欄の2の事業を実施する民間団体等にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者はその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者(都道府県を除く。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長に届け出なければならない。

- 2 補助事業者（都道府県を除く。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者（都道府県を除く。）は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第9 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 地方農政局長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

- 第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

- 第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を地方農政局長及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第

58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うものとする。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第5号による事業遂行状況報告書正副2部を当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 地方農政局長は、前項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の規定に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15 地方農政局長は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 地方農政局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第 16 地方農政局長は、第 9 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令若しくは本要綱の規定又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 15 第 3 項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第 17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等においては、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第20 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第21 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

ただし、第8（契約等）については、間接補助事業者が地方公共団体以外の場合に限り、

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競

争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号に準ずる様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸導入加速化支援事業補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸地域展開促進事業補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第10関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体事業費補助金</p> <p>次世代施設園芸拡大支援事業推進費補助金</p>	<p>次世代施設園芸技術習得支援事業</p> <p>補助事業者が次世代施設園芸技術習得支援事業実施計画に基づいて実施する事業に要する1から4に掲げる経費</p> <p>1 推進会議の開催に要する経費</p> <p>2 要素技術等の実証・改良に要する経費</p> <p>3 技術実証の成果等の普及・情報発信に要する経費</p> <p>4 農地中管理機構等と連携して集積した施設の移設・改修等に要する経費</p>	<p>定額、1/2以内（各補助率の対象となる取組は、実施要綱別表1の補助率欄のとおりとする）</p>	<p>補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の名称の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>2 先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金</p>	<p>次世代施設園芸地域展開促進事業</p> <p>補助事業者が次世代施設園芸地域展開促進事業実施計画に基づいて実施</p>	<p>定額</p>		<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の名称の変更</p> <p>3 事業費の30%を超え</p>

<p>次世代施設園芸拡大支援事業推進費補助金</p>	<p>する事業に要する 1 から 4 に掲げる 経費</p>			<p>る増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
	<p>1 次世代施設園芸拠点等の取組等の横断的な情報発信に要する経費</p>			
	<p>2 次世代施設園芸拠点等を始めとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成、栽培・経営指導、データ等の収集・分析、手引きの策定等に要する経費</p>			
	<p>3 次世代施設園芸の指導者育成のための研修、人材育成カリキュラムの検討、インターンのマッチングシステムの構築等に要する経費</p>			
	<p>4 農業用ハウスの設置コスト低減に向けたビジネスモデルの構築、低コスト化技術の収集・発信に要する経費</p>			

別記様式第1号（第4第1項関係）

平成〇〇年度 次世代施設園芸拡大支援事業補助金
次世代施設園芸技術習得支援事業
次世代施設園芸地域展開促進事業 交付申請書
※該当する事業を記載すること。

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道及び民間団体等にあつては
農林水産大臣、沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体事業費補助金 〇〇〇円

先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金 〇〇〇円

※該当する補助金を記載すること。

- (注) 1 計画承認時の事業内容から変更があるときは、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を二段書き（変更前を上段に括弧書）した当該資料ページを添付して提出すること。
- 2 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
- (1) 別表区分欄2に掲げる事業を実施する補助事業者については、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案

別記様式第2号（第8第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

補助事業者（都道府県を除く） 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書について、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第2項の規定に基づく排除措置命令又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9第1項関係）

平成〇〇年度 次世代施設園芸拡大支援事業補助金
次世代施設園芸技術習得支援事業
次世代施設園芸地域展開促進事業 変更等承認申請書
※該当する事業を記載すること。

番 号
年 月 日

（〇〇〇農政局長 殿
北海道及び民間団体等にあつては
農林水産大臣、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

理由

- (注) 1 注1の〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により変更したいので、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度 次世代施設園芸拡大支援事業補助金
 次世代施設園芸技術習得支援事業
 次世代施設園芸地域展開促進事業 概算払請求書
 ※該当する事業を記載すること。

番 号
 年 月 日

（〇〇〇農政局長 殿
 北海道及び民間団体等にあつては
 農林水産大臣、沖縄県にあつては内
 閣府沖縄総合事務局長

官署支出官
 〇〇〇〇〇 殿

所在地
 団体名
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、
 下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

（平成〇〇年〇月〇日 現在）

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告(※) 第〇・四半期末の出来高	(C) 今回請求額		(A) - (B) + (C) 残額		事業完了年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%		円	%	円			
計											

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は、本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。

「平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

なお、併せて、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

別記様式第5号（第13関係）

平成〇〇年度 次世代施設園芸拡大支援事業補助金
 次世代施設園芸技術習得支援事業
 次世代施設園芸地域展開促進事業 遂行状況報告書
 ※該当する事業を記載すること。

番 号
 年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
 北海道及び民間団体等にあつては
 農林水産大臣、沖縄県にあつては内
 閣府沖縄総合事務局長

所在地
 団体名
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

平成〇〇年度 次世代施設園芸拡大支援事業補助金
次世代施設園芸技術習得支援事業
次世代施設園芸地域展開促進事業 実績報告書
※該当する事業を記載すること。

番 号
年 月 日

（〇〇〇農政局長 殿
北海道及び民間団体等にあつては
農林水産大臣、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体事業費補助金 〇〇〇円
先端技術活用生産・流通体制強化対策事業費補助金 〇〇〇円
※該当する補助金を記載すること。

- (注) 1 交付申請時に提出した事業実施計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を二段書き（変更前を上段に括弧書）し添付すること。
- 3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあつては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書（地方公共団体に限る）の写し及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第7号（第14第3項関係）

平成〇〇年度次世代施設園芸拡大支援事業補助金
次世代施設園芸技術習得支援事業
次世代施設園芸地域展開促進事業 の消費税仕入控除税額報告書
※該当する事業を記載すること。

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
北海道及び民間団体等にあつては
農林水産大臣、沖縄県にあつては内
閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた次世代施設園芸拡大支援事業補助金について、次世代施設園芸拡大支援事業補助金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料を添付すること。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第20関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

次世代施設園芸拡大支援事業補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」の欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」の欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」の欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」の欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」の欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」の欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。